

島田市附属機関等に関する指針

1 趣旨

本市における附属機関等の運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の推進に資するため、附属機関等に関する指針を定めるものとする。

2 定義

この指針において「附属機関等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)第2条第1項に規定する実施機関が市民、学識経験者等の意見を聴き、その内容を市政に反映させることを目的として設置した協議会等であってその設置について実施機関が規則で定めるもの又は要綱に定めて告示するものをいう。

3 附属機関等の新設

新たに附属機関等を設置する必要があるときは、できる限り既設の附属機関等を活用するものとし、他に代替手段がなく、真に必要な場合に限り新設するものとする。

4 既設附属機関等の見直し

既設の附属機関等については、次に掲げる基準により、不断に見直しを行うとともに、整理・合理化に努める。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、廃止を検討するものとする。

- ア 所期の目的を達成したもの
- イ 社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの
- ウ 他の行政手段等で代替が可能なもの
- エ その他効果的、効率的な行政運営の観点から廃止が望ましいもの

(2) 次のいずれかに該当する場合は、統合を検討するものとする。

- ア 設置目的、所掌事務が類似しているもの
- イ その他効果的、効率的な行政運営の観点から統合が望ましいもの

5 委員の選任

委員の選任については、次に掲げる事項に留意し、附属機関等の設置目的、所掌事務に照らし実質的かつ効果的な活動ができる委員構成となるよう努める。

- (1) 幅広い分野、年齢層の中から人材を任用するよう努めること。
- (2) 各種団体に委員の推薦を依頼するときは、団体としての意見を求める場合を除き、団体の長に限ることなく、広く構成員のうちから推薦するよう要請すること。

- (3) 女性を積極的に任用し、その割合は「男女共同参画行動計画」に基づき、30%以上となるよう努めること。
- (4) 委員の数は、法令に定めのある場合を除き、附属機関等の所掌事務に照らして必要最小限の数とすること。
- (5) 委員の任期は、法令に定めのある場合、例規において特定の日を任期の期限としている場合を除き、原則として2年以内とすること。
- (6) 同一人が附属機関等の委員を兼務できる数は、3以内とすること。ただし、充て職による委員の場合(例えば、島田市●●審議会条例の委員の規定において、「自治会連合会長」と記載され職が特定されているときは、自治会連合会長は充て職の委員となるが、「地域住民の代表者」と記載され職が特定されていないときは、様々な選択肢が考えられるため、結果として自治会連合会長が委員として選任されたとしても充て職の委員ではない。)、専門的な知識、経験等を有する者を選任するに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (7) 委員の再任は2回限りとすること。ただし、充て職による委員の場合、専門的な知識、経験等を有する者を選任するに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (8) 市政に対する市民の幅広い意見の集約を図るため、必要に応じて、委員の一部を市民からの公募により選任すること。なお、公募の際には、その目的を可能な限り、明らかにすること。
- (9) 委員を選任するときは、選任しようとする委員の兼務状況を確認すること。また、委員を選任したときは、その委員の氏名及び住所並びに任期を行政総務課へ報告すること。

6 その他

会議の公開及び会議録の公表に関し必要な事項は、島田市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱(平成26年島田市告示第196号)に定めるところによる。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。ただし、5の規定は、この指針の施行の日以後に行う委員の選任から適用する。